

作成日 2023年9月11日
改訂日 2024年10月18日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	青ニス除去剤
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M241018

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気 道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系 呼吸 器 神経系 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 脾臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高圧容器:熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

	H370 肝臓、呼吸器、腎臓、全身毒性、中枢神経系の障害
	H372 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、呼吸器、神経系、中枢神経系の障害
	H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、脾臓の障害のおそれ
	H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211) 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
応急措置	環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

保管 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

施錠して保管すること。(P405)
日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソプロパノール	24.3%	CH ₃ CH(OH)CH ₃	(2)-207	既存	67-63-0
酢酸エチル	18.3%	CH ₃ COOC ₂ H ₅	(2)-726	既存	141-78-6
キシレン	18.3%	C ₈ H ₁₀	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
プロパン	19.6%	CH ₃ CH ₂ CH ₃	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	19.6%	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所へ移動させること。呼吸が無い場合は、人工呼吸をすること。呼吸困難の場合は、酸素を吸入させること。すぐに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。汚れた衣服を脱ぎ、洗うこと。すぐに医師の診断を受けること。

眼に入った場合

水で15～20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

直ちに医師の診断を受けること。嘔吐させないこと。水または牛乳を飲ませること。意識のない場合は、口から何も与えないこと。

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤

水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。

使ってはならない消火剤	火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。
特有の危険有害性	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。
特有の消火方法	火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	危険でなければ漏れを止める。 乾燥砂、土等の不活性物質で覆い、適切な廃棄容器に回収する。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	「8ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 眼、皮膚、衣類への接触を避けること。 高温時に発生する蒸気を吸入しないこと。

保管	衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
	技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	混触禁止物質	強酸、アルカリ、酸化剤、アミン
	保管条件	高温物、火花、火炎を避ける。凍結は避ける。
	安全な容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソプロパノール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m ³)	設定あり
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m ³)	設定あり
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	設定あり
プロパン	未設定	未設定	設定あり
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
イソプロパノール	未設定	未設定
酢酸エチル	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定
ブタン	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。
------	---

保護具	呼吸器の保護具	必要に応じて保護マスクや耐有機性蒸気の呼吸用保護具を着用する。
	手の保護具	手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。
	眼の保護具	眼に入る恐れがある場合、サイドシールド付き保護眼鏡やゴーグル、保護面を着用する。
	皮膚及び身体の保護具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	液体
色	透明

臭い
融点／凝固点
沸点又は初留点及び沸点
範囲
可燃性
爆発下限界及び爆発上限 下限
界／可燃限界
上限
引火点
自然発火点
分解温度
pH
動粘性率
溶解度
n-オクタノール／水分配
係数
蒸気圧
密度及び／又は相対密度
相対ガス密度
粒子特性
その他のデータ

溶剤臭
32℃(凝固点)
123℃

データなし
データなし

データなし
-4℃
データなし
データなし
データなし
データなし
水:微溶
データなし

データなし
0.83±0.01
>1
データなし
蒸発速度>1

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性

通常の取扱い条件下では安定である。
通常取扱い条件下では安定である。
通常取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。

避けるべき条件

換気された、冷暗所に保管する。
発火源、アーク溶接、裸火を避ける。

混触危険物質
危険有害な分解生成物

強酸、アルカリ、酸化剤、アミン
火災等の場合は、毒性の強い分解生成物(一酸化炭素、一酸化窒素)が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性 経口

急性毒性推定値が5656.5272435mg/kgのため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

経皮

急性毒性推定値が5648.0874317mg/kgのため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

吸入

(気体)
GHS定義による気体ではない。

(蒸気)
急性毒性推定値が12162.3725493ppmのため区分4とした。

(粉じん・ミスト)
データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性

区分2の成分合計が18.3%のため、区分2とした。
眼区分2の成分合計が42.5%のため、区分2Aとした。

呼吸器感作性
皮膚感作性

データ不足のため分類できない。
危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

生殖細胞変異原性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
発がん性 生殖毒性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が18.3%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(全身毒性)の成分が24.2%のため、区分1(全身毒性)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が24.2%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分1(肝臓)の成分が18.3%のため、区分1(肝臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が18.3%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(腎臓)の成分が18.3%のため、区分1(腎臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が18.3%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分3(気道刺激性)の成分合計が42.5%のため、区分3(気道刺激性)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が75.8%のため、区分3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(血液系)の成分が24.2%のため、区分1(血液系)とした。 区分2(肝臓)の成分が24.2%のため、区分2(肝臓)とした。 区分2(呼吸器)の成分が24.2%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分2(脾臓)の成分が24.2%のため、区分2(脾臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が18.3%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(神経系)の成分が18.3%のため、区分1(神経系)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が19.6%のため、区分1(中枢神経系)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が183%のため、区分3とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が183%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

容器に穴を開けたり、焼却処分、廃棄物の圧縮は行わないこと。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
新聞紙またはゴミ箱の上で逆さまにしておくこと。
スプレー缶を2分間押し続け、残留物を除去すること。
容器を加熱したり、電気工具やガストーチで切断しないこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール
Packing Group	2.1
Marine Pollutant	－
Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
	Not applicable

国内規制

航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール
Packing Group	2.1
陸上規制	－
海上規制情報	消防法の規定に従う。
国連番号	船舶安全法の規定に従う。
品名	1950
クラス	エアゾール
容器等級	2.1
海洋汚染物質	－
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
クラス	2.1
等級	－

緊急時応急措置指針番号

126

15. 適用法令

労働安全衛生法

変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

キシレン(政令番号:136)(18.3%)

ブタン(政令番号:482)(10%-20%)(営業秘密)

プロピルアルコール(政令番号:494)(24.2%)

酢酸エチル(政令番号:177)(18.3%)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

キシレン

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

労働安全衛生法に基づく
ラベル表示・SDS交付等
の義務対象物質(令和8
年4月1日施行予定分)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

プロパン(安衛則別表第2の番号:1768)(10%-20%)(営業秘密)

毒物及び劇物取締法

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

キシレン(管理番号:80)(18%)

優先評価化学物質(法第2条第5項)

第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

特定悪臭物質(施行令第1条)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

化審法

消防法

水質汚濁防止法

悪臭防止法

大気汚染防止法

海洋汚染防止法

危険物(施行令別表第1の4)

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)

高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

外国為替及び外国貿易法

船舶安全法

航空法

港則法

その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30
年6月18日省令第12号)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条
別表第1の2第4号1)

化学兵器禁止法

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全デー
タシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ
等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化
学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証
をなすものではありません。あくまでも参考情報として
提供するものであります。また、注意事項は通常の取
扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする
場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利
用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、
予告なしに改訂されることがあります。